

新宿区教育委員会会議録

平成20年第2回臨時会

平成20年3月28日

新宿区教育委員会

平成20年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年3月28日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 3時26分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富士雄
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	上 原 一 夫
副 参 事	遠 藤 剛	教育環境整備課長	小 池 勇 士
学校運営課長	菅 波 健	副 参 事	山 田 秀 之
生涯学習振興課長	本 間 正 己	生涯学習財団 担 当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 29号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 30号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 31号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正
- 日程第 4 議案第 32号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 33号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 34号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 35号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 36号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 37号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 10 議案第 38号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 11 議案第 39号 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 12 議案第 40号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 13 議案第 41号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 14 議案第 42号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第 15 議案第 43号 新宿区社会教育委員の委嘱について

報告

- 1 平成20年度教育管理職の異動について（教育指導課長）

- 2 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について（教育政策課長）
- 3 その他

開 会

熊谷委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いをいたします。

議案第29号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第29号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第29号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 それでは、議案番号第29号議案でございます。件名は、「新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

学校教育法の改正によりまして、平成20年4月1日から学校に置くことができる職として、新たに副校長、主幹教諭等が設けられましたので、規則を改正するものでございます。

概要で御説明しますので、概要をごらんください。

主な改正内容でございます。

1番が、今までは、呼び方が教頭から副校長に変わったと呼称だけであったものを、具体的な権限の委任を定めたものでございます。校長の権限の一部を委任し、学校教育法上の副校長に改めるというものでございます。副校長の職務については、以下に書いてございますので見ていただけますでしょうか。

2番でございます。都、区独自の職として設置し、教諭をもって充てている主幹について、学校教育法上の主幹教諭に改めるものでございます。主幹教諭の職務につきましては、下に書いてございます。

3番でございます。学校に置かれる教務主任、生活指導主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときには、これらの主任を置かないことができることを規定いたしました。

4番目でございます。副校長の権限に属する事務の事案決定手続等について、委員会が別に定めることを規定するものでございます。

5番でございます。幼稚園の教頭につきましては、小・中学校の教頭の規定を準用してい

ましたけれども、副校長の職務内容を改めたことによりまして準用ができなくなりましたので、教頭の職務を幼稚園として規定するというものでございます。

次に6番でございます。学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴いまして、引用する条番号を変更するというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

私から1つ教えていただきたいんですけども、副校長の職務のところに、「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。」となっていますけれども、「校務をつかさどる」というのと「校務を整理する」というのはどういう違いがあるのでしょうか。

教育政策課長 「つかさどる」と「整理する」の違いでございますけれども、「校務をつかさどる」とは、校務をみずからの権限で処理することを意味します。対外的にもみずからの名前を表示して権限を行使して、法律上の責任を負うというものでございます。

これに対して「整理する」というのは、単に校務の取りまとめを行うということの意味しますので、中身が大分違ってございます。その校務の処理をする権限はないということでございます。

熊谷委員長 権限はないということですか。

教育政策課長 「つかさどる」というのは権限を持って行使する。「整理する」というのは、権限はないけれども取りまとめを行う、その違いでございます。

熊谷委員長 権限があるのは、校長はもちろんあるんですよね。副校長もそれなりの権限を持つということによろしいですか。

教育政策課長 はい。

熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

では、せっかくですからもう一つだけ教えてください。主幹と主幹教諭というのはどういうふうに違うのでしょうか。

教育政策課長 主幹というのは、上司の命を受けまして、担当する校務を統括処理するとと

もに、担当する校務に関する事項について教頭を補佐して、所属職員を監督する職でございます。

ですから、主幹の職務の中には教育をつかさどることが含まれておりません。このため、主幹は、教育をつかさどる教諭または養護教諭をもって充てるとともに、主任を兼務することとしています。これに対して主幹教諭というのは、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる職とされております。

ですから、主幹と主幹教諭の違いというのは、教育をつかさどることについては、主幹はそういう権限はありません。主幹教諭はつかさどる職を持っているということでございます。熊谷委員長 ありがとうございます。

では白井委員、お願いいたします。

白井委員 これは木島委員が先ほどちょっと私的に話していたことなんですが、こういう権限がいろいろ、立場、役割が出てくるのはいいけれども、実際に事務量がふえるというおそれはないのかというようなことの懸念が、委員同士の中でちょっと話題になったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

教育指導課長 実際には、今までも副校長、校長という形で事案決定を行ってきたわけでありまして、ただし、すべてがすべて副校長の後校長まで行って承認をしなければいけないのかといったときに、まさに逆の発想でありまして、スリム化をしていこうということでありまして、ですので、校長までの決裁をとらなくてもいいものについては副校長の権限としようとして、まさにそういうような発想でございますので、増えるということは基本的にはないと考えております。

白井委員 それに関連して、教育委員会のほうからも昨年来ずっと言っているように、実際には教師の事務量というものが多いのではないかというような指摘がされていると思うんですが、それについて、この後、新宿区としての教育に関する行動計画策定に当たって、現在の事務量で減らせるものとか、そういうものの検討というのをしていただけないでしょうか。

教育政策課長 教員が子どもと向き合う時間が少ないということについては、そういう問題意識を持ってございますので、20年度に検討会を立ち上げまして、その検討をしつつ教育振興計画に載せるように努力していきたいと思っております。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第29号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のと

おり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第29号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第30号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第2 議案第30号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第30号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第30号議案、件名は、「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

この規則の中で引用している法律及び条文の改正等によりまして、規定を整備するものでございます。これも概要で説明させていただきます。

主な改正内容でございますが、1番が、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正によりまして休息時間が廃止されたために、休息時間を削るということでございます。これは都条例で、東京都は1月1日からもう既に実施しておりますけれども、休息時間を廃止しましたので、それに倣ったということでございます。

2番目でございます。遅参届、早退届などの届けの処理を加えるというものです。今までは欠勤届の処理しか規定されてございませんでしたので、それに加えて遅参届、早退届などの処理を加えたものでございます。

次に3番でございます。労働者災害補償保険法及び教育公務員特例法の改正に伴い、引用する条番号を変更するというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

木島委員、お願いをいたします。

木島委員 ちょっとわからないんですけども、休息時間というのはそもそも何なんですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今、まだ新宿区ではございますけれども、午前に15分、午後に15分の休憩時間が決められてございます。ですから、仕事をしながらでも手を休めていいという時間でございます。

熊谷委員長 木島委員、よろしいでしょうか。

木島委員 よくわかったようなわからないような……。ということは、午前ということは、教えながら15分休んでもいいということではないと思うんだけど、例えば午前中勤務がありますよね。常識的にはお昼でしょうけれども15分、それと午後15分という、合わせると真ん中の30分という意味ですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 休憩時間がお昼というふうにとらえております。

木島委員 それとは別なんですか。

教育政策課長 ええ、そうとらえております。それが45分ございまして、午前午後に15分ずつ休憩時間というのを設けております。実際には、今ほとんどとる者がいませんので、そういう意味では東京都は先取りして改正したということでございます。

木島委員 わかりました。

熊谷委員長 これは都の条例改正によるので、教員や都の事務は休憩時間の廃止というのはあるんでしょうけれども、給食の調理などをしている区の職員はどういうことになるんでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 区の職員につきましては休憩時間はまだございます。制度上はあります。

熊谷委員長 休息していいということですね。

教育政策課長 確かにそのとおりなんですけど、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、今、実態的にはほとんど使っていない状況が見られます。ですから、もっと詳しく言えば、休憩時間というのは外に出てもいい時間ですね。休憩時間というのは自席で休息するように、そういう位置づけになっております。

熊谷委員長 15分間仕事しなくていいということですか。

教育政策課長 そういうことでございます。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第30号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を原案

のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第30号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第31号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正

熊谷委員長 次に、「日程第3 議案第31号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

議案第31号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第31号議案でございます。件名は、「新宿区立学校事案決定規程の一部改正」でございます。

これにつきましては、先ほどの学校教育法の改正に伴うものでございますが、これも概要で説明させていただきます。

副校長に校長の権限の一部を委任し、副校長がみずからの権限で校務の一部を処理することとなることに伴いまして、この訓令を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、1番が、従来は副校長が校長から委任され処理していたので、校長の関与が必要でありました。今回の改正で、副校長そのものが権限を担うために校長の関与が要らなくなりました。そのため、その部分を削除するものでございます。その削除の部分については丸点の5つでございます。

次に2番でございます。幼稚園には教頭を置き、副校長を置かないということでございますが、今まで幼稚園は、学校と一緒に職名となっていたものを、学校、幼稚園、子ども園の職名をそれぞれに分けて表示することになりました。それが2番でございます。

3番目は、主幹を主幹教諭に改めるということでございます。

4番目は、教頭、副園長が決定すべき事案の審議手続を決める。これは幼稚園、子ども園のみが関係するものでございます。

5番でございます。教頭の置かれていない学校に関する特例の規定は、教頭の置かれていない幼稚園に関する特例の規定に改めるというものでございます。学校には教頭という職務がないためにこういう措置をとりました。

6番でございます。学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正によりまして休息時間が廃止されたため、県費負担教職員による休息時間の事案の件名を削ったものでござ

ざいます。

7番でございます。規定整備として、職員の服務に関する事及び職員の給与等に関する事の副校長、教頭が決定すべき事案について、職員から副校長、教頭を除くというものでございます。

8番でございますけれども、これは組合活動で、準備行為については職免にならないというのがかなり前の教育委員会で御説明したところでございますが、それによる規則改正でございます。

次の3ページ目でございます。

9番でございます。扶養手当等の職員の手当なんですけれども、これは学校長権限で認定できます。ところが、区費の職員につきましては区が認定しますので、これを改正するものでございます。

10番でございます。県費負担教職員の定義規定を加えるものでございます。

11番でございますが、教育職員の定義に主幹教諭、栄養教諭を加えるというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いをいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 何かちょっとわからないので教えてもらおうと思うんですけれども、2番のところで、「幼稚園には教頭を置き、副校長を置かないことから、区立学校から幼稚園を外し」ということは、区立学校と一緒に幼稚園が今ほとんどありましたよね。そうすると、小学校の校長先生が幼稚園長も兼ねていることが多かったんですけれども、そうするとそれを外すということなんですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 学校長が幼稚園長を兼ねるといのは変わりございません。これは、幼稚園は今まで学校と一緒にの職になっていたわけですが、今度副校長という職が新たにできましたので、その関係で幼稚園だけには教頭を置きます、副校長は置かないという規定でございます。ですから、今までと職名が、学校は副校長になりましたけれども、幼稚園はそのまま教頭を置くということでございます。

熊谷委員長 また1つだけ教えていただきたいんですけども、概要の一番上のところで、31号議案は規程の一部の改正ですよね。そこの一番上のところの「処理することになることに伴い」の最後のところです。「この訓令を改正する」となっていますけれども、この訓令というのは規程とどういう関係になっているのでしょうか。教えていただけますか。

教育政策課長。

教育政策課長 通常、教育委員会は条例とか規則改正の議決をしていただいています。ところが、より重要な規程については、それに限らず教育委員会で決定することになってございますので、訓令というのは条例、規則以外のものというふうに考えていただければと思います。

熊谷委員長 ということは、この件名が訓令の一部改正というふうに入るということですか。

教育政策課長 事案決定規程の一部改正なんですけれども、言い方を、教育委員会の決定する通常の規則、条例ではなくて、特に重要なものについては議決をいただくということの中で、事案決定規程がこれに当たりますので、それを事案決定規程の改正とは言わないで、この訓令を改正するということで、要するに規則とか条例とは分けて考えていますよということであらわしたものでございます。訓令のほうが規則、条例よりも下位です。

白井委員 この訓令ということは、31号議案の決定規程そのものを言っているということで、その規程というのは、条例とかいろんなの分けると訓令という総称になるから、この言葉を使っているというだけですよ。

教育政策課長 そういうことでございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。専門家の御意見を参考に。

ほかにございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第31号 新宿区立学校事案決定規程の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第31号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第32号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第4 議案第32号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第32号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 日程第4、議案第32号から議案第40号までは、育児休業法の改正によりまず育児短時間勤務制度導入に伴う規則改正でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、32号の議案の説明に入ります。第32号議案、件名は、「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

主な改正内容でございますけれども、1番が、育児短時間勤務職員等の給料月額端数処理の方法を定める。これは1円未満は切り捨てるというものでございます。

2番でございますけれども、この制度で短時間勤務している人が何らかの事情で40時間勤務になったときには、超過勤務手当、要するに残業手当は通常どおりの額が支払われますというものを説明するものでございます。

次に、3番でございますけれども、週20時間から25時間、短時間勤務の人については、40時間に達するまでは超過勤務手当の時間単価の算出については割り増しはありません。通常100分の125と割り増しがあるんですが、100分の100で支払いますということの説明するものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

羽原委員、お願いをいたします。

羽原委員 実態ですが、短時間勤務職員というのは実態としてどのくらいいらっしゃるんですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 4月1日から改正が実質的になりますので、4月1日にならないと申し出がないものですから、今のところはまだわかりません。

熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第32号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第32号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第33号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則
の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第5 議案第33号 新宿区幼稚園教職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第33号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第33号議案、件名は、「新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

勤務成績判定の基準日を勤務成績判定期間が属する年の翌年の1月1日と定めるというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第33号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第33号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第34号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正
する規則

熊谷委員長 次に、「日程第6 議案第34号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第34号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第34号議案、「新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改

正する規則」でございます。

育児短時間勤務制度の導入に伴いまして、育児短時間勤務職員の手当の額の算出方法を定めたものでございます。これは、手当額掛ける40分のその職員が勤務している時間、20あるいは25でございます。

施行日が平成20年4月1日でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

これについても特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第34号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第34号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第35号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第7 議案第35号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第35号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第35号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

幼稚園の教員の特殊勤務手当というのは、中身が災害時の緊急業務に従事して心身に著しい負担を与える程度の部分でございます。それで、これが平成14年度から実施されております完全週休2日制に伴いまして不要となっていた区分、土曜日ですが、土曜日またはこれに相当する日を削除するものでございます。土曜日につきましては休日として規定されておりますので、これは土曜日を削除するというものでございます。

本来もっと早くにこれは規則改正しなくてはいけないものを遅くなりまして、大変申しわけありませんでした。

施行日は公布の日からでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見をお願いいたします。

ちょっと私聞き漏らしたかもしれないんですけども、「土曜日又はこれに相当する日」の「これに相当する日」というのは何の日ですか。

教育政策課長 幼稚園には余りないんですが、普通の勤務で、ローテーション勤務している場合には、土曜日の勤務、要するに半日勤務がほかの日にも割り振られることがございますので、それに相当する日ということでございます。

熊谷委員長 なるほど、よくわかりました。

いかがでしょうか。

特に御質問、御意見がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第35号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第35号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第36号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第8 議案第36号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第36号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第36号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これは、1から3までについては、期末手当を勤務時間に比例して支給することを説明した文章でございます。そこが改正内容でございます。これは見ていただくことで説明にかえさせていただきます。

次に4番でございますけれども、規定整備でございます。「休職されている」を「休職にされている」、「勤務時間条例」の略称規定の位置変更、「前項に定める除算期間」を「除算期間」と、略称規定を置いているので不要なためということで、施行日が平成20年4月1

日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第36号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第36号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第37号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第9 議案第37号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第37号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第37号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

主な改正内容でございますが、1から3につきましては、数字の1から3でございますけれども、勤務時間に比例した勤勉手当を支給することを規定したものでございます。

次に4番でございますけれども、除算事由に無給職免を明確に規定したものでございます。

5番と6番でございますが、40時間で決まっているものを20時間あるいは25時間に換算し直す規定でございます。

7番でございますけれども、育児短時間勤務職員等の給料月額、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条の2で規定する給料月額とするということになってございます。これは40分の20あるいは40分の25のことでございます。

8番は規定整備でございます。「休職されている」を「休職にされている」、「前項に定める除算期間」を「除算期間」、略称規定を置いているので不要なためということでございます。

次に9番でございますけれども、12月から2月までの分を3月に支給する勤勉手当の特例

として、同じような規定を以前教育委員会で説明してございます。今回につきましては、3月から5月の3カ月分の支給について、勤務実績の6カ月から3カ月になるために基準をすべて2分の1になることを説明するものでございます。(1)から(8)については、すべて2分の1になることを説明するものでございますので、前回説明していることもあり、省略させていただきます。

施行日につきましては、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見がございましたらお願いをいたします。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 参考までですが、短時間勤務というのは非正規雇用の一種ですね。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 正規職員が育児時間の関係で短時間勤務を選べるという制度ですので、あくまでも非正規ではなく正規の職員に該当する分でございます。

羽原委員 どの程度の人数を想定していますか。つまり、こういう正規じゃなくて、通常の正規の人プラスアルファになるんですか。それとも休職状態になったときの補てんの人ということですか。実態が僕はよくわからないのですが。

教育政策課長 例えば今いる我々職員が子どもがいます。そのときに育児短時間制度を使えるという制度でございますので、新たにこのための人を雇うということではなくて、現在いる職員に該当するというものでございます。

何人分かということも、それは申し出があったものはすべて認めますので、これから4月1日以降申し出がある方についてはすべて認めていくというところでございますので、何人分という規定は特にございません。

羽原委員 では、予算措置はしていないわけですね。

教育政策課長 例えば教育政策課で15人なら15人分の予算措置していますけれども、その分予算措置しておりますので、もっと言えば、最終的に短時間勤務を選んだ方の分は給料が減るわけですので、予算措置の中で賄えるということでございます。

熊谷委員長 教育指導課長。

教育指導課長 幼稚園教諭につきまして、今現在私どもが把握している限りにおいては、平成20年度においては、今、教育政策課長が説明しましたような該当する教諭がおりませんの

で、そういう点ではゼロということになってございます。

熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第37号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第37号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第38号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

熊谷委員長 次に、「日程第10 議案第38号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第38号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第38号議案でございます。件名は、「新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

育児短時間勤務制度の導入に伴いまして、育児短時間勤務職員等の義務教育等教員特別手当の額の算出の方法を定めるものでございます。これは、手当の額掛ける育児短時間勤務職員等の勤務時間を40分の40で割るというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 義務教育等教員という対象というのはどういう方なのか、この規則自体がちょっとよくわからないんですけれども。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 対象については、今現在新宿区に勤務している幼稚園、小学校、中学校の教員すべてです。

白井委員 幼稚園も入るのですか。

教育政策課長 はい。

熊谷委員長 よろしいですか。

「義務教育」が小・中学校の教員で、「等」が幼稚園と、こういう理解でよろしいんですか、新宿区義務教育等教員というのは。幼稚園教諭というのは義務教育の教員というふうに位置づけられているのでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 そのとおりでございます。「等」は幼稚園ということでございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。勉強になりました。

ほかによろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第38号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第38号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第39号 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第11 議案第39号 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第39号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第39号議案、件名は、「新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これも先ほど来の育児短時間勤務制度の導入に伴いまして、該当職員等の教職調整額の端数処理の方法を定めるほか、条番号を整理するものでございます。教職調整額の額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明は終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

特に御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第39号 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第39号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第12 議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第40号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第40号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

主な改正内容で説明させていただきます。

1番と2番につきましては、宿日直と超過勤務手当の条例改正で、限定的に命ずると定められたものをこの規則で具体的にその中身を規定したものでございます。宿日直とはこういうとき、超過勤務になるときはこういうときというふうに具体的に規定したものでございます。

次に3番でございますけれども、年次有給休暇の単位でございます。通常、休暇というのは1日を単位として、職務に支障がない場合のみ1時間単位でとれるということになってございますけれども、短時間勤務の職員の場合は休暇を1時間単位とすることを規定したものでございます。

次に、3の(2)でございます。育児短時間勤務職員が取得した1時間単位の年次休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間をもって1日とすると。例えば週に8時間、8時間、4時間と20時間働く職員がいるとしますと、それを全部足して20割る3と計算します。それで換算して、それを1日の年次有給休暇に換算するというものでございます。

次に4番でございます。育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の特例でございます。

(1)でございますが、育児短時間勤務職員等の年間付与日数は、再任用短時間勤務職員と同様、別表第2の2に定める日数とする。これは、あらかじめ勤務時間が何時間では何日と休暇の日にちが決まっておりますので、表になってございます。

次に(2)でございます。年度途中で勤務形態の変更があった場合につきましては、勤務

日数に差ができるので調整するという規定でございます。

次に（３）でございます。休暇は通常、前年度の分を繰り越しができます。年間20日間ありますので、20日間繰り越すことが可能でございます。ところが、短時間勤務を行った年に休暇日を合わせる、その年が例えば短時間勤務の休暇日が12日だったら、20日間繰り越さないで、繰り越すのは12日だけできますという規定でございます。

５番でございます。障害者自立支援法の施行により「身体障害者療養施設」を「障害者支援施設」に改めるものでございます。

施行日は平成20年４月１日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第40号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第40号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第41号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を 改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程13 議案第41号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第41号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第41号議案でございます。件名は、「新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

新宿区教育委員会非常勤職員の新設、廃止、名称変更、報酬額の改定に伴いまして、非常勤職員の報酬の額を定めるものでございます。

主な改正内容は1から4まででございますので、これは特に説明はいたしませんのでよろしく申し上げます。

施行日につきましては、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見をお願いいたします。

木島委員、お願いいたします。

木島委員 産業医というのは職場の人数によって決まるんですけども、教育委員会産業医として幾らというふうに決めてしまっているものなんですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 これは今まで、19年度まで産業医につきましては報償費で払ってございました。それを今回、区長部局のほうの産業医もすべて報酬になってございますので、それに合わせて報酬にしたものでございます。ですから、月額8万9,600円というのは区長部局に合わせた金額でございます。

熊谷委員長 木島委員。

木島委員 いわゆる区の職員の産業医というのはいると思うんですね。教育委員会の産業医というのはそれとは別にいるんですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 教育委員会の産業医というのは学校を回っておりまして、学校の教職員もすべて対象になってございます。

木島委員 初めて知りました。

熊谷委員長 教えていただきたいんですが、転学等相談員と就学相談員甲というのは、初めてなものでよくわからないんですけども、例えば退職された元校長先生とか教員の方を転学等の相談員として非常勤をお願いをする、あるいは就学相談員もどういう方がなられるのかということ、それから就学相談員甲というのがあると、どうしても乙、丙というのがあるような気がするんですけども、この辺について後学のために教えていただきたいんですけども。

学校運営課長 いずれも学校運営課に所属する職員ということになります。

まず転学等相談員ですけども、これにつきましては今回新たに、来年度から設置を認められ予算措置をされたものでございまして、これは指定校変更を御希望されて窓口にお見えになった保護者あるいはお子さんのお話を伺いながら、適切な学校を選んで就学していただくと、こういった職務についていただくもので、これは元校長先生をお願いする予定でござ

います。

それから、就学相談員でございますけれども、これにつきましては従前からございます。これは特別支援教育の関係の、特別支援学級に行くべきかどうかというようなことの判断をして、そのお子さんに一番合った行き先を相談しながら決めていく、就学指導委員会などを取り扱っているものでございます。

それから、甲と乙ですけれども、これはいずれもOB職員なんですけれども、その在職時の状況によって違うということで、乙のほうは退職者でございます、甲のほうにつきましては心理職の心理の専門家でございます。いずれも週30時間勤務でございます。

熊谷委員長 では、転学等相談員の方も就学相談員の方も、基本的には教育委員会の学校運営課の中に席を持って、それに対応していただくということですね。ありがとうございます。

羽原委員 念のためですけれども、何人ぐらいいるんですか。

熊谷委員長 学校運営課長。

学校運営課長 転学等相談員が1名でございます。それから、就学相談員は甲と乙各1名でございます。

それから、ちなみにですけれども、就学相談のほうにつきましては、区の退職者が再雇用職員として別途もう1名、実質的に同じ仕事をやっているということでございます。

熊谷委員長 木島委員、お願いいたします。

木島委員 もう一回お聞きしたいんですけども、教育委員会産業医というのは、変にこだわって申しわけないんですけども、教職員のいわゆる精神的カウンセラーもするんですか。それとも、いわゆる健康診断で、例えば結核が見つかったとかそういうときの対処ですか。それとも診断のいわゆるケアですか、健康診断等、それだけですか。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今、木島委員がおっしゃったことすべてやっています。

木島委員 ということは、これは新設なんですか。

教育政策課長 いいえ。前からいらっしゃったんですけれども、科目を変えて今度出すということでは、非常勤職員としての新設をしたということでございます。前は報償費といって、やることに対する、対価を払うという報償費でございますが、今度はきちっと非常勤職員として位置づけということで、新設になったということでございます。ですから、人そのものはずっと同じ方がやっています。

熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第41号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第41号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第42号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第14 議案第42号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第42号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長 第42号議案でございます。「新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。

組織改正に伴いまして所要の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、1番が、担当課長の廃止に伴いまして担当課長を削るものでございます。財団担当課長が区長部局の地域文化部のほうに移りましたので、そのために削るものでございます。

2番目でございますけれども、生涯学習振興課の使用承認用の専用新宿区教育委員会印を廃止するものでございます。各施設に使用承認のための専用公印がありましたけれども、各施設のための使用承認でございますけれども、これも区長部局に移管したものでございますので、廃止するものでございます。

3番目、公印の新調により、「東京都」を削除した公印のひな形を改めるものでございます。これは、随分前から「東京都」というのはやめて「新宿区」から始めていたわけでございますが、これは新規作成のときに順次それを行っているというものでございますので、今日になったということでございます。

4番目でございますけれども、規定整備として「管理者」を「公印管理者」に改めるものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見を願います。

これにつきましては特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第42号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第42号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第43号 新宿区社会教育委員の委嘱について

熊谷委員長 次に、「日程第15 議案第43号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第43号の説明を教育政策課長から願います。

教育政策課長 議案第43号でございます。「新宿区社会教育委員の委嘱について」でございます。

提案理由でございますけれども、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

裏面をごらんください。今まで、和田信行四谷小学校長が3月31日まででございますけれども委員になってございましたが、任期が平成18年12月15日から平成20年12月14日まででございますので、平成20年3月31日をもって退職するために残任期間の委嘱をするものでございます。

新しい方は浅田学さん。早稲田小学校の校長でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質問、御意見を願います。

特に御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第43号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第43号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成20年度教育管理職の異動について

報告2 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について

報告3 その他

熊谷委員長 次に事務局からの報告をお受けします。

白井委員 委員長、すみません。報告事案が人事案件のようなので、教育委員のほうから1つ、前回のホームレスの件について要望を、順番として前のほうがよさそうな感じなのでさせていただけますか。

人事案件が報告事案は、人事案件だけのような感じなので、前回の小学生のホームレス襲撃の件に関して、戸山公園をちょっと見に行ったんですけれども、前よりはずっとホームレスの数は、すごく整備されて、公園もかなり外から見えるような形で、やくどうの広場まではホームレスの方がいないような形でやったださっているようなんですけれども、その先の子どもの遊ぶ場のほうですか、戸山小に近いほうの、ちょうどスポーツセンターの前あたりのところはまだホームレスの方のテントが並んでいるんですね。それで、やはり都とか区のほうへの要望として、ホームレス対策というのを申し入れしていただけたらというふうに思いましたので、それをお願いしたいと思います。

熊谷委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今、承りましたので、それについては所管のところと都のほうにも申し入れたいと思っております。

白井委員 お願いします。

熊谷委員長 今のは議事としてはどちらに入るんでしょうか。報告1になるのかな。

教育指導課長 間に入れさせていただきますので、1つずらしていただいて。

熊谷委員長 では、今のを3にするということによろしいですか。

白井委員 そうですね。

熊谷委員長 よろしいですか。

それでは、報告1、報告2について事務局から一括して説明をお受けして、質疑を行いま

す。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長。

教育指導課長 それでは、平成20年度の教育管理職の異動につきまして御報告申し上げます。

報告1の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、大変恐縮でございますけれども、1点誤字がございましたので、そこは申しわけございません、御訂正をお願いいたします。一番上でありまして、愛日幼稚園園長でございます小島喜代美という者が副校長になっておりますけれども、副園長から昇任転入でございます。現在、世田谷区の松丘幼稚園の副園長でございます。世田谷区のほうでは、教頭と呼ばずに副園長という呼び方をしてございます。申しわけございませんでした。これを1点訂正でございます。

今回、ごらんいただきますように、幼稚園につきましては2名の園長が参ります。1名は世田谷区からの転入でございます、もう1名、西戸山幼稚園につきましては、五十嵐矩子、この者は鶴巻幼稚園の教頭から昇任でございます。

小学校につきましては、10名着任いたします。10名のうち2名は区内の学校からの内転校長でございます。

そして、1名採用という者がございます。3番目の津久戸小学校、堀竹充、多摩教育事務所の指導課長からということで、指導課長というものは小学校の教員であったわけですが、行政職になりまして一たん退職という形になってございます。私も実は長く中学校の職であったんですが、今回着任するに当たって退職をして来ております。そんな形で採用という形になります。

そして、7名のうち今申し上げた1名が採用でありまして、4名が転入でございます。つまり他の区市の校長から本区に参るといふものでございます。そして2名が昇任、副校長からの昇任転入でございます。

中学校につきましては2名着任いたします。1名が牛込第三中学校、沼田浩紫、この者は牛込第二中学校の副校長からの昇任でございます。そしてもう1名、四谷中学校が谷合明雄、再任と書いてございます。本区で初めてとなります再任用を、60になりまして定年退職を迎えた後、4月1日から再任用の校長として着任をしてもらうものでございます。

続きまして、副校長、教頭、指導主事でございますが、幼稚園が2名、教頭が参ります。2名とも外から参ります。墨田区の八広幼稚園の教諭からの昇任、柳田敏恵でございます。

もう1名が荒井恭子、板橋区の新河岸幼稚園の教諭からの昇任でございます。

小学校が5名ありますが、5名のうち2名は区内の副校長からの内転者であります。1名は他区の教頭からの転入でございます。1名が本区の主幹からの昇任でございます。そして、1名が外からの昇任というものでございます。

中学校につきましては3名参ります。3人ですのでこのまま御案内申し上げますと、牛込第二中学校が小出宏、大島の神津島村立神津中学校から副校長でございます。転入でございます。そして、落合中学校、東孝夫は、現在落合第二中学校の主幹でありまして昇任でございます。もう1名、落合第二中学校、小島秀治は、目黒区立第一中学校の主幹からの昇任転入となっております。

最後になりましたが、指導主事でございますけれども、佐藤統括指導主事が今回転出という形になりまして、そのかわりに石村康代、日野市の平山中学校副校長からの転入ということになってございます。もう1名、木内指導主事が転出になりまして、佐藤洋士という者が参ります。都の教育庁指導部指導企画課の指導主事からの転入ということになってございます。

以上でございます。

熊谷委員長 報告2、お願いをいたします。

教育政策課長 教育委員会の発令予定の紹介をさせていただきます。

まず、教育委員会事務局次長に渡部優子でございます。それと、教育政策課長に濱田幸二、これは総務部の契約管財課長からの異動でございます。それから、事務局の副参事、幼保連携・子ども園等推進担当でございますが、齊藤正之、昇任でございます。福祉部の保育課保育係長からの異動でございます。それから、教育施設課長は本間正己、生涯学習振興課長からの異動でございます。

ちなみに、動いた方についても紹介させていただきます。会計管理者に今野隆次長でございます。地域文化部の文化観光国際課長に山田秀之副参事でございます。総務部の契約管財課長に小池勇士でございます。教育環境整備課からの異動です。それから、地域文化部の生涯学習財団担当課長は小野寺孝次でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 報告の説明が終わりました。

まず、報告1について御質疑のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に報告2について御質疑のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

特に御質問がないようでございますので、本日の日程で報告3、その他となっておりますけれども、何かございますでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 特にございません。

熊谷委員長 特にないようでございますが、先ほど白井委員からの報告3について、何か御意見なり御質疑がある方、もしいらしたらと思っております。

お申し出について、よろしいですか。

では木島委員、お願いいたします。

木島委員 戸山小学校だけじゃなくて、小学校の近くに公園があったりしてホームレスが多いと、小学校はそのぐらいで済んでも、中学校はかなりいろんなことが起こるといけないので、そこら辺のところは今回と同じように注意していただきたいなと思っております。

それだけです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

その他特にないようでございますので、報告事項は以上で終了いたします。

ここで、教育委員会のために御尽力をいただきました今野次長、山田副参事、小池教育環境整備課長、小野寺生涯学習財団担当課長からごあいさつをいただきたいと思っております。

今野次長、お願いをいたします。

次長 今野でございます。

教育次長を5年おりました。5年たつと、来た当時のことがちょっとろ覚えになっているんですけども、どんなことが大きなテーマだったのかなというふうに思い返してみたんですけども、まず異動するときに、ちょうど監査の報告書が出まして、今、給食費の未納なんていうのをやっていますけれども、当時は集めた給食費の使い方で指摘をいただいたようなことがあって、まず最初にやらなきゃいけないのはこのことかなというようなことで、学校運営課が給食を担当しているんですけども、各学校を回ってもらって、給食会計の管理のことでしばらく課題があったなという気がしていました。

それと、給食の調理業務の委託なんですけれども、それがまず大きなテーマでありました。

それと、学校選択が始まったのが実は私が来た年度からでして、平成16年の新入生からということで、実作業は15年度だったんですね。

あと当時、クーラーのこと、これが普通教室の空調か、これが議会のほうでもいろいろとねじれ現象があったりして、全校の普通教室に空調を入れるのにかなりいろんな形で調整が必要だったというのを思い出しました。

そういうことが私が着任したときのテーマだったんですけれども、その後しばらくしてから、確かな学力というようなことで、どっちかという指導の、教育の中身のほうにテーマが移ってきたんですね。教え上手な先生あり方検討会、夏休の短縮なんていうのもやりまして、あと確かな学力推進、授業改善推進、それから今の熊谷委員長を初め教育委員の先生方ご存じのとおり、教育の中身重視路線に入れかわりまして、それが今に至っているのかなと思っています。

5年を通して、最初も最後までずっと大きなテーマだったのは学校統廃合の話でした。これは5年間通して何らかの形でかかわってきたのかなという気がいたします。

行く先は全く畑違いのところでした、私はそういう仕事をやったことがありませんので、この際ですから一通りは覚えてみようかなというふうに思っています。

どうもお世話になりました。ありがとうございました。

熊谷委員長 どうもありがとうございました、長いこと。今以外にも教科書選定とかさまざまなお世話になりました、5年間も本当にありがとうございました。大変お世話になりました。

それでは山田副参事、お願いをいたします。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 私の場合には5年に届かず2年ということで、まして、今年度はこの教育委員会の中でも一度も報告をさせていただく機会もなく、ほとんど発言もなくというような中で1年でした。

ただ、この2年間、ひたすらしゃかりきになりまして、子どもの育ちを真正面からとらえたということで、子ども園というテーマでやらせていただきました。この子ども園というのは、役所の仕事の中でも非常に珍しい仕事だと思っています。と申しますのが、幼保連携一元化の理念を掲げていると。役所の仕事の中で理念を掲げているということを振りかざしてやっている仕事というのは余りないと思っていまして、幼稚園の文化と保育園の文化を融合して子どもの育ちの新たな価値を創造していくと、子どもを真ん中に保護者と地域と施設で働く職員が手を携えて、子どもの幸せを実現するためにやっていくんだと、そんな中で子ども園づくりということでした。

就学前の子供に対する施設としては、幼稚園とか保育園という施設がございます。いずれ

も社会的にどちらの施設も認知されている施設なんですね。子ども園という新しい仕組みをつくっていくというのは、幼稚園、保育園に加えて社会の中に新しい仕組み、システムを一つ構築していこうと、そのぐらいの気概を持って取り組んできたつもりであります。

結果は、多分にいろんな方から御要望もいただいて、ここから先は抽せんがいっぱいになって苦情の処理をどうしようかなというようなところも若干あるのかなと思っています。

特に、四谷の子ども園については、先ほど次長のほうから統合協議会あるいは学校の統廃合のお話がありましたけれども、統合協議会が統合小学校に続いて統合幼稚園をつくるということを、区長部局、教育委員会がその決定をひっくり返して、これからの時代は子ども園が必要なんだということでスタートを切ったところです。そのときに地域、保護者、それから議会からも相当な御心配をいただいて、本当に区も教育委員会もそれでいいのかというようなやりとりもあったと思っています。

ただ、開設に当たっては、何とかソフトランディングさせることができましたし、そういう中では、地域、保護者からきちんとした支持を取りつけることもできたのかなというふうに思っております。

ただ、そうした中でも、現場はいろんな保育・教育の具体的なレベルでの課題を抱えております。そういう中で、園長先生以下幼稚園教諭、保育士が一丸となって保育・教育に当たっていますので、各先生におかれましても温かくそれについて見守っていただければと思っています。

それから、4月からでございます。与えられたテーマは文化と観光と国際ということでございます。いずれも私にとっては未知の領域になります。特に文化については、教育行政の推進に当たったところでも、文化財の話を含めて区長部局との連携、さんざんいろんな形で御意見もいただいたかというふうに思っております。区長部局側からどんなふうな具体的なレベルで連携ができるか考えて一生懸命やっていきたいと思っています。

本当に2年間ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

熊谷委員長 どうもありがとうございました。

それでは、小池教育環境整備課長、お願いをいたします。

教育環境整備課長 私も山田副参事と同様に2年お世話になりました。

この2年間は、主に小・中学校の耐震工事、これが16校ほどやりました。あわせて新校の立ち上げですとか、先ほどの次長の話にもございました西戸山の統廃合、これもかなり課題が山積しておりまして、そういったものに2年費やしたというようなところございま

す。ただ、自分なりに全力投球してやってきたつもりでございまして、充実した2年だったのかなというふうに感じてございます。

今度参ります契約管財課というところなんですけれども、全くフィールドが違いますので、また新たな仕事ということになるかと思えますけれども、基本的には全力投球でやるというスタンスを変えずに頑張っていきたいと思えます。

最後ですが、この2年間、とりわけ新校の起工式ですとか落成式、あるいは四谷小関連の開校・閉校式ですとか、さまざまな式典が目白押しでございました。各式典に委員の皆さん方御出席いただきましてごあいさつを賜りまして、この場をおかりして改めてお礼申し上げたいと思えます。

2年間本当にありがとうございました。

熊谷委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて小野寺生涯学習財団担当課長、お願いをいたします。

生涯学習財団担当課長 4年間教育委員会でお世話になりました。

私の場合は異動というよりは所属がえでございまして、余りこの先も大きく変わっていくことはないだろうというふうに思いますが、ただ教育委員会は区長部局との連携と言っていますが、私どものほうから見ますと、逆の面から見ますと垣根がないところでございまして、むしろ私らのほうから積極的に、区の行政組織にかかわらず必要なことについては、こちらのほうから働きかけをやっていくということについては、今まで以上に意を用いていきたいと思っております。

また、昨日、本日と来年度に向けた評議員会、理事会が行われまして、理事の中にも、評議員会の中にも、教育委員会組織あるいは教育委員関連の方たちがメンバーに入られるというふうなことが決定もされましたし、特に子どもたちのために生涯学習分野で参加の機会を多くつくりながら、地域が生き生きするような形でやっていきたいと思えますので、今後とも御支援のほどよろしくお願いしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、この3月31日でほかに御栄転される今野次長初め山田副参事、小池教育環境整備課長、小野寺生涯学習財団担当課長の今まで教育委員会に対する大変熱い思いと、それから本当に獅子奮迅の努力をしていただきまして、着々とその成果が今具体的な形で出ておりますので、私どももその御業績を汚さないように、これからも微力ですが頑張っていきたい

と思いますし、それから新しい職場でぜひ御活躍をされることと同時に、外側から教育委員会も温かく見守っていただければというふうに思います。

本当に長いことありがとうございました。

閉 会

熊谷委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 3時26分閉会